

Q954. 変形労働時間制とはどのような制度ですか？

変形労働時間制は、交替制労働を採用したり、業務に繁閑の波があるような業種において、必要に応じて労働時間の長さを調整できるようにすることで、使用者による労働時間の調整を容易にするだけでなく、週の平均労働時間を法定労働時間以下に抑えることで、労働者の総実労働時間の短縮を図る制度です。

変形労働時間制に関する現在の労基法は、1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、1週単位の変形労働時間制の3種類を設けています。

変形労働時間制の適用が認められるためには、労使協定、就業規則（就業規則作成義務のない常時10人未満の労働者を使用する事業場の場合は就業規則に準ずるもの）において、変形労働時間制の実施を定め、その中で、労働時間の総枠を定め、変形期間における労働時間の特定、変形期間の起算日を明示する必要があります。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成